

## 議案第 2

# 市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について

### 1 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）では、車両の新規導入の際には公共交通移動等円滑化基準（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両（車いす対応等）の導入を義務付けている。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、乗車定員が 23 人乗り以下であって車両総重量 5 トン以下の自動車については、地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる。

### 2 移動円滑化基準適用除外申請理由

市内循環バス事業については、交通空白地帯を含む居住地から周辺の生活利便施設等への生活交通としての運行を予定しており、一部の路線においては小型車両でなければ運行ができない狭隘道路を走行するため、小型車両の導入が必要となっている。

このため、導入予定である小型車両に関し、狭隘道路における運行の安全性及び乗車定員の確保等を図るため、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づく適用除外認定を申請するものである。

### 3 移動円滑化基準適用除外申請車両（東 A・Bコース及び西 A・Bコース運行車両）

(1) 車両名称

トヨタ ハイエース（コンピューター スーパーロング）

(2) 車両型式



QDF-GDH223B-LETDY

(3) 車両台数






①常用車両：2 台

②予備車両：1 台

(4) 車両仕様

	常用車両	予備車両
定 員	13 名（運転手含む）	14 名（運転手含む）
総 重 量	3,100kg	3,000kg
全長／全幅／全高	5,380mm／1,880mm／2,285mm	5,380mm／1,880mm／2,285mm
備 考	車いす対応	車いす非対応
車内見取り図	 <p>車いすスペース</p>	

#### 4 狭隘道路における主な運行箇所

東コースA		東コースB	
玉子橋～一ツ谷	槇野地～中瀬	東公民館～下吉羽交差点	轡瀬集会所入口～ウェルス幸手
			
西コースA		西コースB	
北三丁目集会所～北公民館	下千塚集会所～上千塚	牛村病院～中五丁目小公園	慶作～南公民館
			

#### 5 移動円滑化基準適用認定除外申請に関する条項及び内容

##### (1) 常用車両

条項	基準	装備	影響等
第 39 条第 1 号 (車いす用手すり)	要設置	設置 しない	車いす用手すりを設置する場合、 <u>1 座席撤去する</u> 必要が生じ乗車定員が減少するため、乗客の利用に支障を来す恐れがある。また、 <u>安全面においては、車両内の座席など他に掴むものがあるため、それを設置しなくとも支障はない。</u>
第 39 条第 7 号 (車いすスペース)	130×75cm	78×70cm	車いす 1 台分のスペースを確保し、車いす用リフトにより車両後方から直接乗降するため、乗客の利用及び運行上における支障はない。

##### (2) 予備車両

条項	基準	装備	影響等
第 37 条第 2 項第 2 号 (車いす乗降円滑化設備)	要設置	設置 しない	予備車両については、常用車両が車検等により運行出来ない場合に一時的に利用するものである。 このため、予備車両運行時において、乗車を希望する車いす利用者等がいた場合には、 <u>一般乗用旅客自動車運送事業による振替輸送</u> などの措置を講じることとする。
第 39 条 (車いすスペース)			
第 40 条 (通路幅・手すり)			
第 41 条 (運行情報提供装備)			

